

## 【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分】

大型特殊自動車に該当するものは償却資産の対象となりますので、小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分「構造等・大きさ・速度」を確認していただき申告をお願いします。

自動車の構造及び原動機	大きさ			最高速度	種別	申告
	長さ	幅	高さ			
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（R2年度から農耕作業用トレーラを含む）	—	—	—	35km/h未満	小型特殊自動車	対象外（※1）
	—	—	—	35km/h以上	大型特殊自動車	対象
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下	小型特殊自動車	対象外（※1）
	上記を一つでも超過するもの				大型特殊自動車	対象
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	—	—	—	—	大型特殊自動車	対象

（※1）小型特殊自動車に該当する場合は償却資産の申告は不要ですが、公道の有無に関わらず、「主たる定置場」のある市町村で軽自動車の登録が必要です。

同種の車両であっても最高速度が異なる場合があるため、カタログ等を十分ご確認ください。

<①建設機械の場合> <②建設機械以外の場合>

【参考】大型特殊自動車の分類番号（右記ナンバープレートの線部分）

①建設機械：0で始まる車両、0、00～09、000～099（00AなどA～Zも含む）

②建設機械以外：9で始まる車両、9、90～99、900～999（9ZZなどA～Zも含む）

宮崎 0
あ 12-34

宮崎 99
い 45-67

## 【New】農耕トラクタ等に装着する付属品（アタッチメント）について】

令和8年度申告分から、農耕トラクタ等に装着するアタッチメントは、本体のトラクタ等が大型特殊自動車に該当する場合のみ申告対象となります。

上記の「大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分」を確認いただき申告をお願いします。これまで小型特殊自動車に装着するものを申告いただいていた場合は、種類別明細書（減少資産用）に対象資産を記入の上、提出をお願いします。（記入例：P20「ロータリー」行番号04）

※アタッチメント例：ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤー、播種機等

## 【農耕作業用トレーラ（農耕トラクタの被けん引車）について】

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トレーラについては、軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。軽自動車登録を行った農耕作業用トレーラは、償却資産の申告対象外となりますのでご注意ください。

※農耕作業用トレーラ例：マニュアルスプレッダー、けん引式ブームスプレーヤー、ロールペーラ等